

高齢者虐待防止マニュアル

老人保健施設 みゆきの苑
施設サービス
通所リハビリ
訪問リハビリテーション
居宅介護支援事業所

第 1 章 高齢者虐待の定義と種類

1. 高齢者虐待の定義
2. 虐待の種類およびその内容と具体的例
3. セルフネグレクト
4. 介護施設従事者等による高齢者虐待
5. 介護施設における身体拘束について

第 2 章 高齢者虐待に気付いたら

1. 市町村への通報
2. 守秘義務
 - 1) 高齢者虐待対応者における守秘義務
 - 2) 通報と個人情報保護
3. 虐待発見時の対応
4. 虐待発生時の対応

第 1 章 高齢者虐待の定義と種類

高齢者がその人らしく住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができるよう、高齢者虐待の防止と虐待を受けている高齢者の保護のための措置、また高齢者を支える養護者の負担軽減を目的として、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が平成 18 年 4 月 1 日に施行された。

1. 高齢者の定義

高齢者虐待防止法では、高齢者を 65 歳以上の者と定めています。また、養護者を、「高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外のもの」と定めており、具体的には、高齢者の介護や世話をしている家族、親族、同居人等が考えられます。

「高齢者虐待」とは「養護者による高齢者虐待及び、養介護施設従事者等による高齢者虐待」と定め「高齢者虐待防止法」では高齢者への虐待として「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の 5 つとする。

i. 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える事。

ii. 介護・世話の放任（ネグレクト）：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠る事

iii. 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行う事。

iv. 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

v. 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分する事その他の当該高齢者から不当に財産上の利益を得る事。

2. 虐待の種類およびその内容と具体例

虐待の種類 内容と具体例

【身体的虐待】

暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部と接触させないようにする行為

●たたく、つねる、蹴る、やけどを負わせる、無理やり食事を口に入れる

●ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に飲ませるなど

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）意図的であるか結果的であるかにかかわらず、介護や生活の世話を行っている家族が、介護や世話を放棄する行為

●長時間の空腹状態、脱水症状、栄養失調の状態にある

●おむつや汚物等を放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど

【心理的虐待】

脅しや侮辱の言葉、威圧的な態度、無視、嫌がらせなど、精神的・情緒的に苦痛を与える行為

●排泄などの失敗を嘲笑したり、人前で話したりして恥をかかせる

●怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する など

【性的虐待】

本人との合意が無く性的な行為を行ったり、強要したりする行為

- 懲罰的に下半身を裸にして放置する
- 養護者が不快と感じる卑猥な発言
- キス・性器への接触、セックスを強要する など

【経済的虐待】

本人の合意なしに財産や金銭の使用、本人が望む金銭の使用を理由なく制限する行為

- 本人のお金を必要な額渡さない、使わせない
- 本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する など

(厚生労働省 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について より)

※虐待者や被虐待者の「自覚」は問わない。

上記のような行為を行っている人（虐待者）にその行為が高齢者虐待にあたるという自覚が無かったとしても、その行為の結果として高齢者本人の権利が侵害される状態となっていれば、それは高齢者虐待とみなし支援を行う必要がある。

被虐待者の心理として、自分が不当・不適切に扱いを受けていると感じながらも、親族をかばうなどの気持ちから、第三者に対してはこれを認めない場合があり、また長年の家族関係の中で、客観的には高齢者虐待に当たるほどの不当・不適切な扱いを受けていても、それが日常的であり、あきらめてしまっている場合もある。さらには、上記のような行為を虐待者により受けている人（被虐待者）が、自分が虐待されていると自覚していない場合があるため、被虐待者や虐待者が、虐待の事実を認めない場合や、被虐待者が虐待者から虐待を受けているという自覚が無い場合であっても、客観的にみて高齢者の権利が侵害されている状態にある場合には、高齢者虐待に当たるものとして支援を行うこととする。

3. セルフネグレクト（自己放任）

高齢者が、認知症やうつなどのために生活に関する能力や意欲が低下し、自己の健康と権利が不十分であると客観的に判断され人権が侵害されている場合。

このように、自己の身体的、精神的な健康の維持にとって必要な医療や衣食住を拒むなど、生命や健康に悪影響を及ぼす状況に、自ら追い込むことをセルフネグレクト（自己放任）と言う。

セルフネグレクトは、高齢者虐待防止法における虐待の定義には定められてはいないが、高齢者の尊厳を守るという観点から、支援を必要としているという「状態」に着目し、虐待の一種として捉え、適切な対応を図っていくよう務める。

第 2 章 高齢者虐待に気付いたら

1. 市町村への通報

1) 養護者による高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を発見した者は、高齢者虐待を受けている高齢者の生命や身体に重大な危険がある場合は、市町村への通報が義務付けられている。これを通報義務と言う。

また、生命又は身体に重大な危険が生じていない場合でも、市町村に通報するよう努めなければならない

い。これは、本人や家族が虐待ではないと否定した場合や、虐待と疑われる場合であっても、窓口へ相談することが望ましい。

2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

養介護施設従事者等（施設職員）が、養介護施設又は養介護事業において、施設職員等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、市町村へ通報する。

また、養介護施設従事者等（施設職員）以外の者で、施設職員等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに市町村に通報する。

2. 守秘義務

1) 高齢者虐待対応者における守秘義務

高齢者虐待を発見し、通報する際に、「通報したことを知られたくない」「通報者が自分だと特定されては困る」など、通報を躊躇する発見者の対処については、通報や相談を受けた市町村の職員に、通報者や相談者が特定されるような情報を漏らしてはいけないという守秘義務が定められており、さらに、高齢者虐待事例の関係職員にも、同様に守秘義務が課せられている。また、施設の職員等から自身が勤務している施設で起きた高齢者虐待について市町村に通報があった場合も同様に、通報者が特定されないよう守秘義務が課せられている。

2) 通報と個人情報保護

個人情報保護により高齢者虐待防止法第 7 条第 3 項に、通報義務は守秘義務よりも優先される旨が規定されており、通報義務を優先して業務する。

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供してはならないとされているが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合で、本人の同意を得ることが困難であるときは例外とされる、本人の同意が無くても第三者への情報提供が優先される。（個人情報保護法第 23 条）。この規定は、民生委員等の守秘義務が課せられている役職に就く者にも適用される。

高齢者虐待事例は、当該高齢者の生命や身体、財産の保護が必要であると考えられるため、この例外規定に該当するものと考えられる。（個人情報保護法第 23 条）

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一) 法令に基づく場合

二) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。介護施設従事者等は、通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないと定める。（第 21 条第 7 項）。

また、公益通報者保護法（平成 18 年 4 月施行）においては、労働者が事業者内部に法令違反が生じ、または生じている旨を通報した場合。

①解雇の無効②その他不利益な取り扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、退職の強要等）の禁止を定める。

3. 虐待発見時の対応

○虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、速やかに組織的な対応をとること。また行政に通報、相談すること。

○施設、事業所においては、虐待発生時もしくは、疑いのあるケースを発見した場合には速やかに誠意ある対応や説明を行うなど、利用者や家族に十分に配慮する事。またプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たす。更に発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を具体的に図る。

○地域における虐待事案の場合には、行政への連絡、通報義務に務め、職員などに周知徹底を図る。また生命と身体の安全を第一に考え、行政や相談支援事業者と十分に連携を図り被害者の緊急的な保護を含めた対応方法について日頃から連絡、調整を行い、あらかじめ定めておくように努める。

4. 虐待発生後の対応

○虐待の発生後「被害者である利用者」「虐待を行った者」双方への視点を持って対応する。

○生命と身体の安全を十分に確保した上で落ち着きを取り戻すための支援、もしくは一日も早く安心した生活を取り戻すために必要な取り組みを行なうことが重要である。

○施設、事業所の職員が虐待を行った場合には、家庭生活上の不安や、職場における人間関係等のトラブル、さらには、日々の業務に対する過剰感等が虐待に至る要因として考え、これらの状況について日常的に把握できるような環境や仕組みを整えとともに、発生後はその他の職員の状況に改めて配慮する取り組みを進める。

○家族による虐待の場合、その背景には、利用者と家族の人間関係や地域社会での家族に孤立感や孤独感、過重な介護に対する負担、経済的な困窮や家族自身が身体的もしくは精神的な支援を必要とする事にも支援する。

附則

本規定は令和4年4月1日より実施する。